

基 本 計 画 書

基 本 計 画											
事 項		記 入 欄							備 考		
計 画 の 区 分											
フ リ ガ ナ 設 置 者											
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称											
大 学 本 部 の 位 置											
大 学 の 目 的											
新 設 学 部 等 の 目 的											
新 設 学 部 等 の 概 要	新 設 学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員 人	編 入 学 員 年 次 人	収 容 定 員 人	学 位	学 位 の 分 野	開 設 時 期 及 び 開 設 年 次	所 在 地		
	計							第 年 次			
同 一 設 置 者 内 に お け る 変 更 状 況 (定 員 の 移 行 , 名 称 の 変 更 等)											
教 育 課 程	新 設 学 部 等 の 名 称	開 設 する 授 業 科 目 の 総 数					卒 業 要 件 単 位 数				
		講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	計		単 位				
		科 目	科 目	科 目	科 目	単 位					
学 部 等 の 名 称		基 幹 教 員					助 手	基 幹 教 員 以 外 の 教 員 (助 手 を 除 く)			
		教 授	准 教 授	講 師	助 教	計					
新 設 分		人	人	人	人	人	人	人			
		()	()	()	()	()	()	()			
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()		大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					
	小計（a～b）	()	()	()	()	()					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					
	計（a～d）	()	()	()	()	()					
			()	()	()	()	()	()	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	()	()	()	()	()					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	()	()	()	()	()					
	小計（a～b）	()	()	()	()	()					
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	()	()	()	()	()						
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	()	()	()	()	()						
計（a～d）		()	()	()	()	()					
計		()	()	()	()	()	()	()			

既							()	()	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						()	()	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						()	()	
	小計（a～b）						()	()	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						()	()	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						()	()	
	計（a～d）						()	()	
設							()	()	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						()	()	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						()	()	
	小計（a～b）						()	()	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						()	()	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						()	()	
	計（a～d）						()	()	
分	計						()	()	
	合 計						()	()	
職 種						専 属	そ の 他	計	
事 務 職 員						人 ()	人 ()	人 ()	
技 術 職 員						()	()	()	
図 書 館 職 員						()	()	()	
そ の 他 の 職 員						()	()	()	
指 導 補 助 者						()	()	()	
計						()	()	()	
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地		m ²	m ²	m ²		m ²		
	そ の 他		m ²	m ²	m ²		m ²		
	合 計		m ²	m ²	m ²		m ²		
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		
			m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)		m ² (m ²)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室	教 員 研 究 室		室		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
			冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点	
	〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕	〔 〕		
	([])		([])	([])	([])	([])	([])		
計		〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])	〔 〕 ([])		
スポーツ施設等			スポーツ施設		講 堂		厚生補導施設		
			m ²		m ²		m ²		

経費の見積り及び維持方法の概要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等								
	共同研究費等								
	図書購入費								
	設備購入費								
	学生1人当り納付金	第1年次 千円	第2年次 千円	第3年次 千円	第4年次 千円	第5年次 千円	第6年次 千円		
	学生納付金以外の維持方法の概要								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称								
	学 部 等 の 名 称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	収容定員充足率 倍	開設年度	所 在 地
附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。